

判決年月日	平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 3 年（行ケ）第 1 0 0 4 3 号		
○ 名称を「ごみ貯蔵機器」とする発明に係る特許について、原告の明確性要件不充足、新規性欠如、進歩性欠如の主張を排斥し特許無効審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 29 条 1 項 3 号，同条 2 項，36 条 6 項 2 号

1 事案の概要

被告は、平成 16 年 10 月 21 日、赤ちゃんのおむつ等のごみを貯蔵する貯蔵機器及びこれに用いるカセットに関する発明である、名称を「ごみ貯蔵機器」とする発明につき特許出願し（優先日 平成 15 年 10 月 23 日，優先権主張国 英国），平成 21 年 11 月 6 日，本件特許の設定登録を受けた（特許第 4402165 号）。

原告が、本件特許の請求項 9，10，14 ないし 18 及び 20 につき無効審判請求をしたところ（無効 2010－800055 号），特許庁は、平成 23 年 1 月 4 日，当該請求が成立しないとの審決をしたので，原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟である。

なお，審決は，原告の明確性要件不充足の主張（請求項 9，14）を排斥した上で，請求項 9，14 の発明は本件優先日前に頒布された刊行物である甲第 1 号証（WO 03／059748 A 2 号）に記載された発明と実質的に同一でなく，請求項 9，10，14 ないし 18 及び 20 の発明も甲第 1 号証に記載された発明等に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断した。

2 裁判所の判断

裁判所は，主として次のとおり判示して，審決の認定判断は誤りでないとし，原告の請求を棄却した。

（1）明確性要件不充足の主張について

請求項 9 の特許請求の範囲においては，「ごみ貯蔵カセット」の発明を特定する事項が記載されていることは明らかであって，「ごみ貯蔵カセット」の発明であるのか不明確であるとはいえないし，その記載内容ゆえに「ごみ貯蔵カセット」を業として製造・販売する第三者の活動が不当に制限されることになるともいえないから，特許請求の範囲の記載は不明確でない。また請求項 14（特許発明 3）についても同様である。

（2）新規性欠如の主張について

請求項 9 の特許請求の範囲の記載，特許明細書で用いられる一般的な用語を搭載した文献に照らせば，同請求項にいう「係合」も，「ごみ貯蔵カセット」を外部から支持し，かつ「ごみ貯蔵カセット」を小室内で回転できるようにするべく，「ごみ貯蔵カセット」の外側壁突出部分（構成）とごみ貯蔵カセット回転装置の一部が互いに噛み合うなどして，「ごみ貯蔵カセット」とごみ貯蔵カセット回転装置の相対的な位置関係が変わらないように（動かないように）することをいうと解さ

れる。このように解すると、甲第1号証の外壁118に設けられた、「カセット110を支持するために、・・・筒状部材に対して径方向に移動しないように上方から係合するように備えられた構成」（部分）は、筒状部材を径方向に移動しないようにするだけで、筒状部材とカセット110の相対的位置関係が動かないようにするものではなく、請求項9の発明（特許発明1）と相違する。したがって、審決による甲第1号証記載の発明の認定、特許発明1と甲第1号証記載の発明の一致点及び相違点の認定に誤りはない。そして、審決が認定した相違点は、これに係る構成を備えて初めて特許発明1の作用効果を奏するものであって、実質的なものであるから、特許発明1と甲第1号証記載の発明は実質的に同一でない。

同様に、請求項14の発明（特許発明3）と甲第1号証記載の発明も実質的に同一でなく、審決の新規性判断に誤りはない。

(3) 進歩性欠如の主張について

甲第1号証には、ひだ付きチューブ供給用カセット（ごみ貯蔵カセット）の外側壁にこれから突出する部分（構成）を設け、さらにこの突出部分と「係合」する部分を有する装置（部材）を設けて、ひだ付きチューブ供給用カセット（ごみ貯蔵カセット）を回転できるようにする具体的構成（相違点2）の開示ないし示唆はないし、甲第2号証（WO 02/083525A1号）にも、クラッチとカセットとが嵌合し、クラッチの回転動作とカセットの回転動作がすばらずに連動するようにされているかは不明であるし、カセットの外側面に突出した部分を設け、この突出部を利用して、カセットを吊り下げるように支持する構成に関する記載も示唆もない。その余の文献でも、ごみ貯蔵カセットを吊り下げたままこれを別の装置（部材）で回転させることは開示されていない。そうすると、甲第1号証記載の発明に甲第2号証等に記載された事項を適用しても、あるいは甲第1号証記載の発明に甲第2号証記載の発明や他の文献に記載された事項を適用しても、当業者が特許発明1と甲第1号証記載の発明の相違点に係る構成に容易に想到できたものではない。

前記のとおり甲第2号証ではカセットの外側面に突出した部分を設け、この突出部を利用して、カセットを吊り下げるように支持する構成が記載も示唆もされていないこと等にかんがみると、甲第2号証記載の発明に甲第1号証等に記載された事項を適用しても、当業者が特許発明1と甲第1号証記載の発明の相違点に係る構成に容易に想到できたものではない。

したがって、審決の特許発明1の進歩性判断に誤りはなく、同様に、請求項10、14ないし18、20の発明の進歩性判断にも誤りはない。